



暮らしのレスキューサービス
トラブルにご注意

事例

自宅トイレの流れが悪くなりインターネット検索サイトで上位に表示されたA社の広告に「トイレの詰まり解決50円」地元の信頼できる業者を派遣します」と掲載されていたので、電話で申し込んだ。A社の手配で訪れたB社作業員がトイレを点検し、5千円の自動ポンプ作業では直らないので、2万円の便器取り外し点検をしたが原因は不明、排水管を高圧洗浄する必要がある、全作業で合計25万円だが、放っておくと配管の交換が必要となり100万円以上かかるという。それは困るので契約して作業してもらった。代金は翌日業者の口座に振り込んだ。作業後、流れはよくなったが、代金がサイトの表示と比べ高額すぎると思う。一部返金してほしい。

アドバイス

消費者自身が業者へ自宅への来訪要請、契約締結を請求しているのに、特定商取引法では訪問販売の適用除外です。しかし、要請目的はトイレの詰まり解消であり、依頼した内容とは異なる契約をした場合は訪問販売にあたりません。しかも契約書面にクーリングオフの記載はありません。

ん。相談者には訪問販売のクーリングオフを主張する文書を業者あてに送るようアドバイスしました。その後、相談室から業者へ交渉したところ、業者は「消費者からの要請内容と異なる契約ではない、作業の都度説明し理解してもらった」としてクーリングオフを認めませんでした。最終的には5万円の返金に応じました。

消費者庁の訪問販売等の適用除外に関するQ&A

昨年8月に公表されたQ&Aでは、トイレ修理、水漏れ修理、鍵修理、害虫駆除など緊急対応を要する日常生活上のトラブルなどは、相談事例のように、消費者は、当初安価な広告表示額で契約を依頼したのであって、最終的な作業内容・代金による高額な契約をする意思を有していたとは言えないので「契約締結を請求した者」とはいえず、適用除外の対象とはならないの考え方を示しており、クーリングオフは可能です。ただし、最近では手口が巧妙となり、広告に高額な工事についての記載があったり、電話で説明しましたと言った書面の欄にチェックさせることもあり注意が必要です。ネット広告はうのみにせず、電話で申し込む際に、作業内容と大体の代金を確認することが大切です。



国民年金

前納制度がお得です

国民年金保険料は、一括して前納すると割引となり、納め忘れもなく、お得です。前納は、2年前納、1年前納、6か月前納の3種類です。

また毎月の納付でも、口座振替の場合お得な早割が選べます。割引額は左表を参考にしてください。

※左表の割引額等は、令和3年度のもので、令和4年度割引額等は、2月末までに確定予定です
新たに口座振替、クレジットカード納付を希望する

方は、2月28日(月)までに立川年金事務所へお申し込みください。早めのお申し込みをおすすめします。すでに口座振替、クレジットカード納付で前納をしている方は、再度のお申し込みは不要です。(2年前納への変更など振替方法の変更は、手続きが必要です)

立川年金事務所 ☎042-523-0352、市保険年金課国民年金係 ☎042-387-19844

納付方法	納付額	割引額	
2年前納 (4月～翌々3月分)	納付書払い クレジットカード払い	383,810円	14,590円
	口座振替	382,550円	15,850円
1年前納 (4月～翌3月分)	納付書払い クレジットカード払い	195,780円	3,540円
	口座振替	195,140円	4,180円
6か月前納 (4月～9月分、10月～翌3月分)	納付書払い クレジットカード払い	98,850円 (年間197,700円)	810円 (年間1,620円)
	口座振替	98,530円 (年間197,060円)	1,130円 (年間2,260円)
毎月分納付	納付書払い クレジットカード払い	16,610円 (年間199,320円)	-
	口座振替	翌月末振替 当月末振替 による早割	50円 (年間600円)

※納付期限の最終日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日となります
※付加保険料を納付している方は、金額が異なります

2月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10☎042-321-6110)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です(法律相談、 税務相談は月1回まで)	高齢者介護相	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
法律相談	2月1・3・8・10・15・ 17・22・24日	▷法律相談、交通事故相談は、 1月17日から、直接または電話 で受け付け	高齢者向け 住宅改修相談	第1～4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分～5時15分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24☎042-388-8400)
税務相談	2月9日(電話相談)		木造住宅 耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25☎042-386-6514)
人権・ 身の上相談	2月21日	▷外国人相談は、相談日の1週間 前までに、直接または電話で 受け付け(For English consul- tations, reservation by phone or in person is requested a week in advance.)	シルバー人材 センター 入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時～3時 (午後1時までに来所の方)	▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
建築・登記・ 表示登記相談	2月2日	▷その他の相談は、相談日の当 日午前9時～正午に、直接または 電話で受け付け	福祉サービス 苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
行政相談	2月17日		創業相談 店舗・事務所 物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室☎FAX=042-383-1225)へ予約してください
相続等暮らしの 書類作成相談	2月16日		福祉総合相談 (ひきこもり 相談含む)	▷月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷原則第1日曜日(市休日窓口の 第一開庁日に準ずる)	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは 電話(☎0422-31-2040)で予約してく ださい
交通事故相談	2月8日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください			福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター) (本町5-36-17☎042-386-0295)
年金・労務相談	2月1日				
手話通訳者設置	▷午前9時～午後1時=2月7・14・ 21・28日 ▷午後1時～5時=2月 3・10・17・24日	自立生活支援課(市役所第二庁舎2階☎042-387-9841FAX042-384-2524)			
女性総合相談 (夫婦・家族・ 人間関係)	2月4・10・18・25日 午後1時30分～4時30分	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)へ予約し てください			
ひとり親・ 女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シ ャター小金井別館3階☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			